

堺市公報 第31号	平成30年8月3日発行
	発行
堺市公報	堺市(総務局行政部法制文書課)
	堺市堺区南瓦町3番1号

## 目 次

頁

## &lt;告示&gt;

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定について  
【健康福祉局健康部精神保健課】 ..... 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新について  
【健康福祉局健康部精神保健課】 ..... 3
- 道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について  
【建設局土木部路政課】 ..... 3
- 道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について  
【建設局土木部路政課】 ..... 6

## &lt;公告&gt;

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について  
【財政局契約部調達課】 ..... 10
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について  
【財政局契約部調達課】 ..... 11
- 堺市環境影響評価条例に基づく事後調査報告書の提出について  
【環境局環境保全部環境共生課】 ..... 12
- 平成30年度第2回堺市都市計画公聴会の開催について  
【建築都市局都市計画部都市計画課】 ..... 13
- 南部大阪都市計画地区計画等の原案の縦覧について  
【建築都市局都市計画部都市計画課】 ..... 16
- 都市計画法に基づく工事の完了について  
【建築都市局開発調整部宅地安全課】 ..... 18
- 都市計画法に基づく工事の完了について  
【建築都市局開発調整部宅地安全課】 ..... 18

○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	18
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	19
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	19
<b>&lt;農業委員会告示&gt;</b>	
○農業委員会総会の招集について 【農業委員会事務局】	20

**告 示**

堺市告示第279号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成30年8月3日

堺市長 竹山修身

医療機関名	医療機関所在地	種別	指定年月日
にしだクリニック	堺市堺区戎島町2-70-1 M・Y2 堀駅前ビル2F	病院・診療所	平成30年7月1日
キリン堂薬局 堀東山店	堺市中区東山580-2	薬局	平成30年7月1日
ココカラファイン薬局泉ヶ丘駅店	堺市南区竹城台1-1-1 泉ヶ丘駅2階	薬局	平成30年7月1日
訪問看護ステーションアイリス	堺市東区菩提町3-9-1	訪問看護	平成30年7月1日
訪問看護ステーションエール	堺市南区豊田40	訪問看護	平成30年7月1日



## 堺市告示第280号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成30年8月3日

堺市長 竹山修身

医療機関名	医療機関所在地	種別	更新年月日
石田メンタルクリニック	堺市堺区向陵中町2-6-1 パパラギヨシビル4階	病院・診療所	平成30年8月1日
阪神調剤薬局 初芝店	堺市中区大野芝町293-1	薬局	平成30年8月1日
訪問看護ステーション ナービス堺	堺市北区長曾根町3082-5 エンジェルズアイ301号	訪問看護	平成30年8月1日



## 堺市告示第281号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

平成30年8月3日

堺市長 竹山修身

1 道路の種類 市道

2 路線名 別紙調書のとおり

3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり

4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

## 道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
百舌鳥本町百舌鳥梅1号線	北区百舌鳥梅町2丁620番地先	旧	0.95 8.85	17.56	(モ0407)
	北区百舌鳥梅町2丁620番地先	新	5.50 8.85	17.56	
百舌鳥西之町8号線	北区百舌鳥梅町2丁471番1地先	旧	4.00 5.40	61.82	(モ0144)
	北区百舌鳥梅町2丁471番9地先	新	9.40 9.60	61.82	

堺市告示第282号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

平成30年8月3日

堺市長 竹山修身

- |   |             |          |
|---|-------------|----------|
| 1 | 道 路 の 種 類   | 市道       |
| 2 | 路 線 名       | 別紙調書のとおり |
| 3 | 敷地の幅員及びその延長 | 別紙調書のとおり |
| 4 | 供用開始の区間     | 別紙調書のとおり |

## 道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
霞ヶ丘南陵1号線	堺区霞ヶ丘町2丁69番4地先	旧	5.47	2.00	(‡092) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区霞ヶ丘町2丁69番4地先	新	5.47	2.00	
北向陽南向陽1号線	堺区南向陽町1丁36番3地先	旧	3.65 5.16	10.80	(‡002) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区南向陽町1丁36番2地先	新	3.83 5.35	10.80	
三宝3号線	堺区三宝町221番1地先	旧	3.96 3.96	4.00	(‡009) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区三宝町221番1地先	新	4.00 4.01	4.00	
中向陽5号線	堺区中向陽町1丁27番2地先	旧	3.50 3.51	21.16	(‡011) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区中向陽町1丁27番2地先	新	4.10 4.11	21.16	
中向陽5号線	堺区中向陽町1丁26番1地先	旧	3.50 3.51	20.67	(‡011) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区中向陽町1丁26番1地先	新	3.75 3.76	20.67	
賑御陵通3号線	堺区一条通28番7地先	旧	5.43	2.00	(-008) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区一条通28番7地先	新	5.43	2.00	
八田寺1号線	中区八田寺町157番22地先	旧	3.00 5.10	11.31	(-346) 開発に伴う寄付 関係分
	中区八田寺町157番23地先	新	3.35 5.15	11.31	
堀上13号線	中区堀上町95番1地先	旧	2.40 3.30	22.64	(‡028) 開発に伴う寄付 関係分
	中区堀上町95番3地先	新	4.68 5.50	22.64	
野尻初芝1号線	東区日置荘西町1丁983番6地先	旧	2.50 2.56	18.96	(/001) 開発に伴う寄付 関係分
	東区日置荘西町1丁983番6地先	新	3.25 3.25	18.96	
日置荘西15号線	東区日置荘西町1丁29番12地先	旧	3.64 4.13	15.49	(‡203) 開発に伴う寄付 関係分
	東区日置荘西町1丁29番13地先	新	3.82 4.35	15.49	
引野3号線	東区引野町1丁120番1地先	旧	2.19 2.50	29.90	(-293) 開発に伴う寄付 関係分
	東区引野町1丁120番1地先	新	4.45 4.60	29.90	

## 道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
南野田6号線	東区南野田204番14地先	旧	1.96 3.67	20.37	(さ142) 開発に伴う寄付 関係分
	東区南野田204番8地先	新	3.04 4.35	20.37	
鳳中2号線	西区鳳中町8丁279番23地先	旧	4.29 4.33	15.29	(オ148) 開発に伴う寄付 関係分
	西区鳳中町8丁279番24地先	新	4.35 4.35	15.29	
鳳中8号線	西区鳳中町3丁64番3地先	旧	1.25 1.43	17.84	(オ154) 開発に伴う寄付 関係分
	西区鳳中町3丁64番17地先	新	2.63 2.72	17.84	
鳳中10号線	西区鳳中町2丁42番6地先	旧	3.72 3.81	17.54	(オ156) 開発に伴う寄付 関係分
	西区鳳中町2丁42番7地先	新	3.82 3.90	17.54	
浜寺石津中16号線	西区浜寺石津町中3丁401番7地先	旧	2.26 2.38	8.29	(ハ073) 開発に伴う寄付 関係分
	西区浜寺石津町中3丁401番7地先	新	3.13 3.19	8.29	
浜寺石津東浜寺諫訪森東1号線	西区浜寺諫訪森町東1丁2番9地先	旧	3.74 3.79	8.92	(ハ124) 開発に伴う寄付 関係分
	西区浜寺諫訪森町東1丁2番9地先	新	3.79 4.70	8.92	
浜寺諫訪森中10号線	西区浜寺諫訪森町中1丁88番1地先	旧	4.13 4.15	3.53	(ハ205) 開発に伴う寄付 関係分
	西区浜寺諫訪森町中1丁88番1地先	新	4.70 4.70	3.53	
平岡4号線	西区平岡町370番1地先	旧	2.61	18.82	(ト095) 開発に伴う寄付 関係分
	西区平岡町370番1地先	新	3.66	18.82	
平岡12号線	西区平岡町370番1地先	旧	3.02 3.31	19.18	(ト103) 開発に伴う寄付 関係分
	西区平岡町370番1地先	新	3.87 4.01	19.18	
平岡13号線	西区平岡町370番1地先	旧	1.85 1.91	16.14	(ト104) 開発に伴う寄付 関係分
	西区平岡町370番1地先	新	3.26 3.30	16.14	
金岡6号線	北区金岡町916番4地先	旧	2.29 2.85	24.36	(カ164) 開発に伴う寄付 関係分
	北区金岡町916番5地先	新	3.15 3.30	24.36	

## 道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
金岡23号線	北区金岡町916番4地先	旧	1.61 3.23	15.95	(カ181) 開発に伴う寄付 関係分
	北区金岡町916番3地先	新	2.79 4.34	15.95	
平尾10号線	美原区平尾2742番1地先	旧	2.08 3.10	20.49	(カ676) 開発に伴う寄付 関係分
	美原区平尾2742番6地先	新	3.04 3.55	20.49	

公 告

堺市公告第496号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年8月3日

堺市長 竹山修身

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量  
高反応消石灰（平成30年度下半期分）（年間単価契約）  
920 t（特号消石灰使用時の予定数量）
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市堺区南瓦町3番1号  
財政局契約部調達課
- 3 落札者を決定した日  
平成30年7月9日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社クリエイト  
代表取締役 宮川 基次  
大阪府堺市堺区戎島町2丁53-1
- 5 落札金額  
¥33,480-（1t当たりの税込単価）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日

平成30年5月23日



堺市公告第497号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年8月3日

堺市長 竹山修身

1 落札に係る調達物品の名称及び数量

スコアボードシステム一式 1式

2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称

堺市堺区南瓦町3番1号

財政局契約部調達課

3 落札者を決定した日

平成30年7月6日

4 落札者の氏名及び住所

扶桑電通株式会社 関西支店

執行役員支店長 北 拓兒

大阪府大阪市北区堂島浜2丁目1番9号 古河大阪ビル西館

5 落札金額

¥57,207,600-（取引に係る消費税額等を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

平成30年5月16日

~~~~~  
堺市公告第498号

堺市環境影響評価条例（平成18年条例第78号）第41条第3項の規定に基づき、事業者等から事後調査の結果を記載した報告書（以下「事後調査報告書」という。）の提出があったので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年8月3日

堺市長 竹山修身

1 事業者等の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

イオンモール株式会社

代表取締役 吉田 昭夫

千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1

2 対象事業の名称、種類及び規模並びに対象事業実施区域

(1) 名称

イオン堺鉄砲町ショッピングセンター（仮称）開発事業

(2) 種類及び規模

ア 種類

堺市環境影響評価条例別表第20号に掲げる道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設の新設の事業

イ 規模

同時に駐車することのできる自動車の台数 約2,300台

(3) 対象事業実施区域

堺市堺区鉄砲町及び南島町1丁地内

3 関係地域

堺区

4 事後調査報告書の写しの縦覧の場所、期間及び時間

(1) 場所

堺市環境局環境保全部環境共生課（堺市役所高層館4階）

市政情報センター（堺市役所高層館3階）

(2) 期間

平成30年8月3日（金）から平成31年2月4日（月）まで

(3) 時間

午前9時から午後5時30分まで



堺市公告第499号

南部大阪都市計画用途地域の変更の案の作成に当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する予定であるので、堺市都市計画公聴会要綱（平成15年制定）第3条の規定により公告する。

なお、同要綱第4条の規定に基づく公述の申出がないときは、公聴会は、開催しないものとする。

平成30年8月3日

堺市長 竹山修身

1 都市計画の原案の概要等

別紙のとおり

2 公聴会の開催を予定する日時及び場所

(1) 日時 平成30年8月29日（水）午後2時から

(2) 場所 堀市堺区南瓦町3番1号

堺市役所本館地下1階 大会議室

3 公述申出書に関する事項

(1) 公述申出手続

公聴会で意見を述べることを希望する者は、都市計画の原案の名称（南部大阪都市計画用途地域の変更）、住所、氏名、電話番号、意見の要旨等を記載した公述申出書を持参又は郵送により提出すること。

なお、公述人が意見を述べることができる時間は、1人30分以内とする。

(2) 提出先

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

所在地：〒590-0078 堀市堺区南瓦町3番1号

電話：072-228-8398

(3) 提出期限

平成30年8月17日（金）（必着）

#### 4 傍聴に関する事項

##### (1) 傍聴手続

公聴会を傍聴しようとする者は、案件名（用途地域）、住所、氏名、電話番号、傍聴を希望する旨を記載して、はがき又は電子メールにより申し出ること。（先着順）

##### (2) 申出先

ア はがきによる場合 3(2)に同じ。

イ 電子メールによる場合 tokei@city.sakai.lg.jp

##### (3) 申出期限

平成30年8月17日（金）（必着）

##### (4) 傍聴者の定員

20人

#### 5 都市計画の原案の概要等の掲示場所及び掲示期間

##### (1) 掲示場所

市政情報センター（堺市役所高層館3階）、各区役所市政情報コーナー及び都市計画課（堺市役所高層館16階）

##### (2) 掲示期間

平成30年8月3日から平成30年8月17日まで

別紙 都市計画の原案の概要等

【案件 用途地域】

ア 原案の名称

南部大阪都市計画用途地域の変更

イ 原案の概要

| 地区名   | 面積<br>(約 ha) | 変更前    | 変更後   |
|-------|--------------|--------|-------|
| 黒山西地区 | 0.1          | 近隣商業地域 | 準工業地域 |



堺市公告第500号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画地区計画を変更したいので、堺市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和59年条例第18号）第2条の規定により、次のとおり公告し、及び当該地区計画等の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、同法第16条第2項に規定する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、地区計画等の原案について堺市長に意見書を提出することができる。

平成30年8月3日

堺市長 竹山修身

1 地区計画等の原案の内容のうち、種類、名称、位置及び区域

| 種類   | 名称        | 位置        | 区域      |
|------|-----------|-----------|---------|
| 地区計画 | 黒山西地区地区計画 | 堺市美原区黒山地内 | 別添図のとおり |

2 地区計画等の原案の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

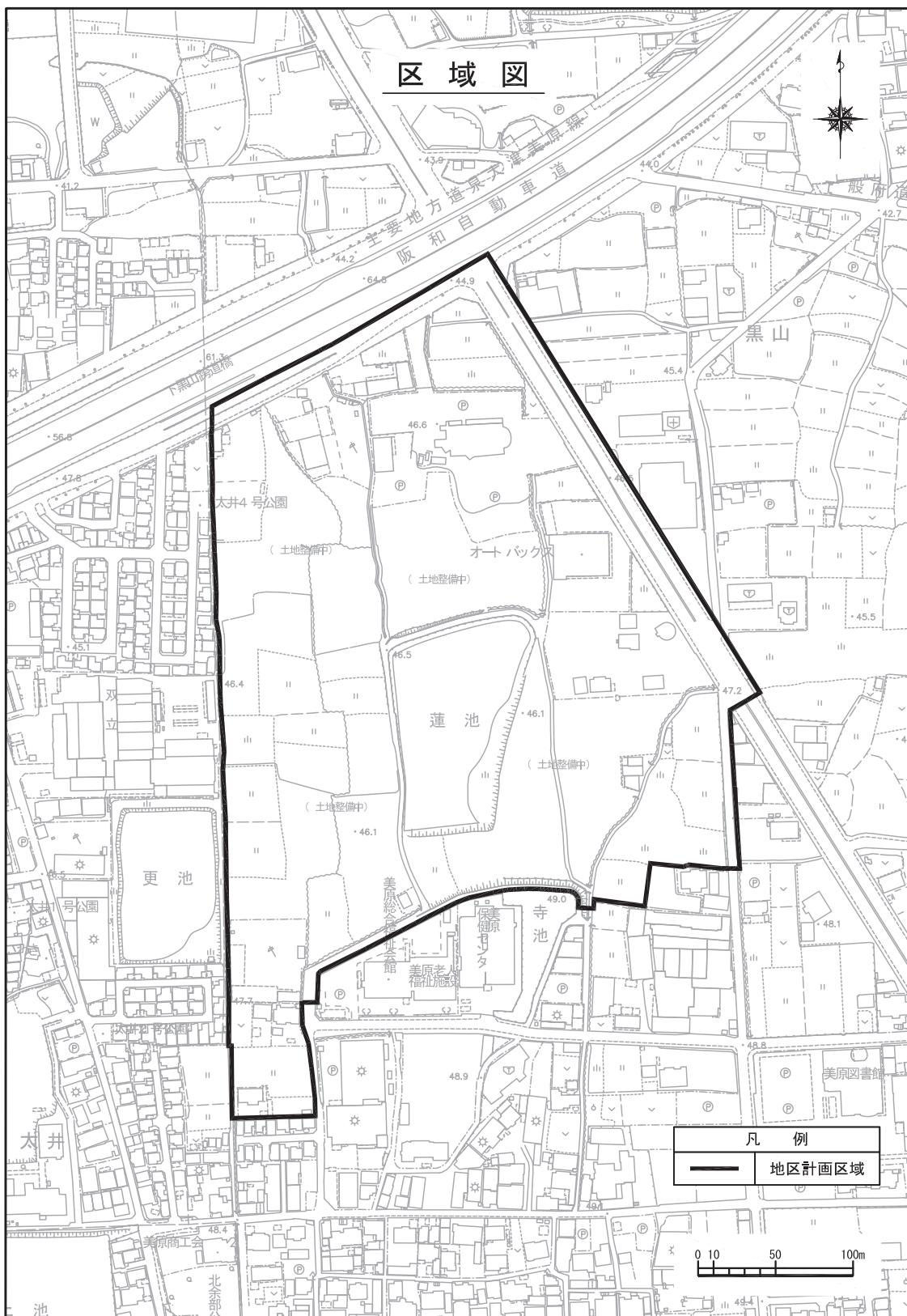
堺市堺区南瓦町3番1号  
堺市建築都市局都市計画部都市計画課

(2) 縦覧期間

平成30年8月3日から平成30年8月17日まで

3 意見書の提出先

堺市建築都市局都市計画部都市計画課  
所在地：〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号  
電話：072-228-8398



堺市公告第501号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年8月3日

堺市長 竹山修身

1 開発区域

堺市南区土佐屋台1258番3及び1260番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

堺市南区土佐屋台1273番地3

西口 敏彦

~~~~~

堺市公告第502号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年8月3日

堺市長 竹山修身

1 開発区域

堺市南区大庭寺813番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

堺市中区樋葉27番地1 サンライズ111号

松山 和也

~~~~~

堺市公告第503号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年8月3日

堺市長 竹山修身

1 開発区域

堺市北区百舌鳥梅町二丁471番1から471番12まで及び地先水路

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市城東区新喜多一丁目7番25号スズビル京橋

株式会社スズホーム

代表取締役 鈴木 聰也

~~~~~

堺市公告第504号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年8月3日

堺市長 竹山修身

1 開発区域

堺市東区引野町三丁56番2の一部及び56番11

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

堺市東区日置荘西町二丁13番23号

井上 貴久

~~~~~

堺市公告第505号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したの

で、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年8月3日

堺市長 竹山修身

1 開発区域

堺市北区野遠町28番1、28番9から28番20まで及び地先水路

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府松原市天美北一丁目345番地の2

坂本建設工業株式会社

代表取締役 坂本 恵司

農業委員会告示

堺市農業委員会告示第9号

堺市農業委員会総会を平成30年8月9日（木）午後1時30分に市役所高層館12階農業委員室に招集する。

平成30年8月3日

堺市農業委員会  
会長 田中 宏

[付議すべき事項]

- 1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について
- 3 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 4 農地法第4条及び第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 5 その他